



5

令和7年5月15日 発行

第79巻 第5号

岡山市北区桑田町15番28号

一般社団法人岡山県労働基準協会

編集兼 (電話 (086) 225-3571)

発行人

岡田 康浩

1部 50円 1年 600円

(購読料は会費に含む)

ホームページ <https://www.olsa.or.jp>

三百山(倉敷市) (写真提供: 公益社団法人岡山県観光連盟)



目次

May.
2025

行政の動き

岡山労働局人事異動	2
職場における熱中症対策の強化について	3
STOP!熱中症クールワークキャンペーン推進大会	10
岡山労働局雇用環境・均等室の助成金のご紹介	16
労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から	17
電子申請ができるようになりました!	
労働保険年度更新手続きのお知らせ	18

安全衛生相談のご利用を!	2
令和7年度安全管理講習会のご案内	12
中小企業無災害記録証授与制度申請のご案内	14
労働安全衛生法に基づく免許試験の受験申請は	15
オンラインで!	

協会より

労働災害 - 統計 -	19
-------------------	----

岡山労働局 幹部 人事異動

よろしくお願いいたします。 令和7年4月1日付 () は前官職



総務部労働保険徴収室長

三村 典代

(労働基準部賃金室長)



労働基準部賃金室長

黒田 和美

(労働基準部労災補償課
労災管理調整官)



和気労働基準監督署長

森岡 直樹

(労働基準部監督課
労働基準監察監督官)

安全衛生相談のご利用を!

一般社団法人岡山県労働基準協会

岡山県下の労働災害が増加しています。労働災害を防止するためや労働者の健康確保を行うために事業者に対して、労働安全衛生法では種々の定めがなされています。

- 安全管理者・衛生管理者等の選任は必要か?
- 労働安全衛生法では、どのような業務に資格が必要なのか?
- 安全衛生教育をどうすればよいのか?
- 定期自主検査は、どのような機械設備について義務付けられているのか?
- 化学物質に対する労働安全衛生法上の義務がどうなっているのか?
- 労働基準監督署へ提出書類の書き方は?
- 長時間労働による健康障害の防止は?

など、職場の安全と健康に関する疑問・質問・悩みをお持ちの方が多くおられると思います。これらの相談をお受けします。

お気軽にご利用ください。

相談窓口

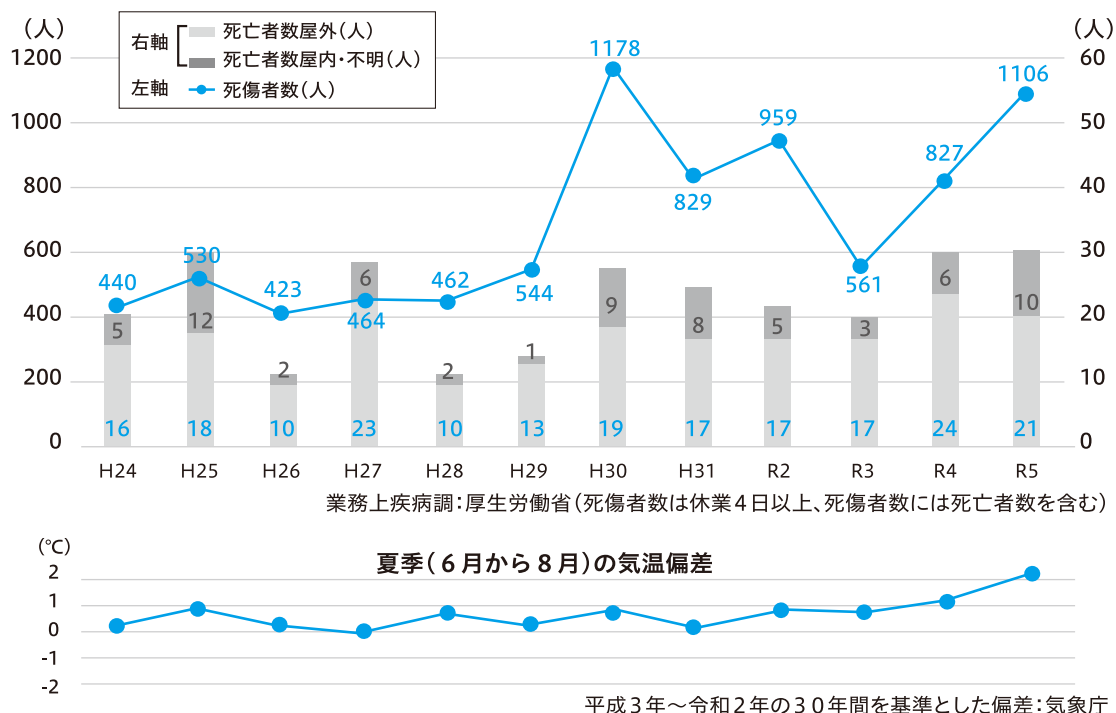
毎週火曜日と木曜日10時から16時
(12時から13時を除く)

電話 (086) 225-4538

(この相談事業は、岡山県労働基準協会が中央労働災害防止協会の委託を受けて行っているものです。)

令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

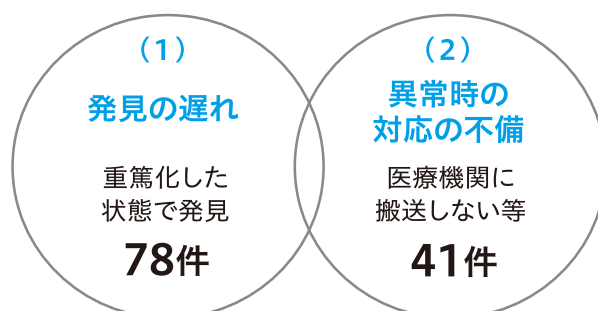
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

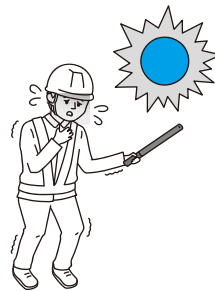


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

次頁に続きます

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

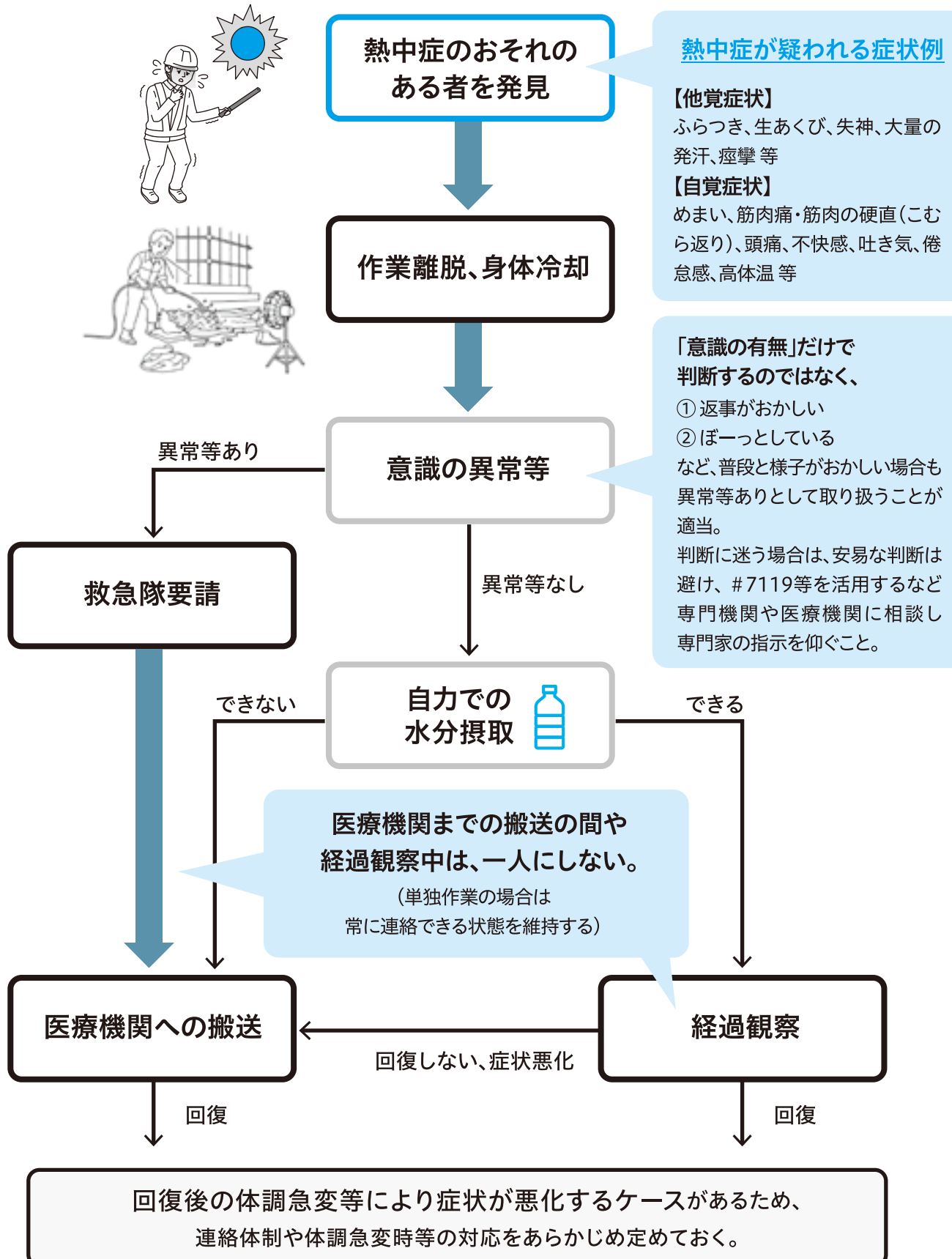
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれ
ある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、熱中症を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

参加
無料

6月より、熱中症対策に関する改正
労働安全衛生規則が施行されます。

STOP！熱中症クールワーク キャンペーン推進大会

職場での熱中症により、近年は、1年間で約30人がなくなり、約1,000人以上が4日以上仕事を休んでいます。

厚生労働省岡山労働局では、本年度も、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等との連携の下、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を実施します。

本推進大会では、事業場の皆様方に、STOP!熱中症クールワークキャンペーン期間中に実施していた
だく熱中症対策に役立つ情報を提供します。

日時 2025年 6月9日(月) 14:00～16:00 (受付 13:30～)

会場 おかやま西川原プラザ OR Zoom参加
(岡山市中区西川原255)

定員 先着80名 (会場参加)
先着200名 (Zoom参加)

講演

「医学的見地からみた熱中症予防」

岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員
徳弘 雅哉 医師

- クーリングウェア
- ウェアラブルデバイス
- 通気性向上ヘルメット
- 防爆型ファン付きユニフォーム など

熱中症関連用品 紹介・展示

主催 岡山労働局・労働基準監督署

共催 岡山県労働基準協会 岡山産業保健総合支援センター

後援 建設業労働災害防止協会 岡山県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会岡山支部

林業・木材製造業労働災害防止協会岡山県支部

日本労働安全衛生コンサルタント会岡山支部

協賛 中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター ほか

プログラム

- 開会挨拶
- 岡山労働局 説明
『STOP！熱中症 クールワークキャンペーンについて』
- 講演
『医学的見地からみた熱中症予防』
岡山産業保健総合支援センター 産業保健相談員
徳弘 雅哉 医師
- 熱中症対策用品紹介
- 閉会挨拶

会場アクセス

会場

おかやま西川原プラザ

所在地:岡山市中区西川原255番地

交通

□ JR山陽本線, 赤穂線 西川原・就実駅下車 北出口 徒歩 0分

□ 宇野バス東岡山線 西川原（天下一品前）停留所下車 徒歩 5分

詳細は、おかやま西川原プラザサイトでご確認ください

<http://www.okakyoikukai.or.jp/access.php>



Zoomでの視聴方法

Zoomアプリのご準備をお願いします

前日までに、案内メールをお送りします

当日は必要に応じて、イヤホン・スピーカーをご準備ください



申し込み・問い合わせはこちら

岡山産業保健総合支援センター のWebから申込ください

WEB : https://okayamas.johas.go.jp/cool_2025/

TEL : 086-212-1222



今年度から
無料

令和7年度

安全管理講習会

主催：岡山県労働基準協会 後援：岡山労働局・各労働基準監督署

6/5 (木) 玉野

快適職場・安全職場の為の
アンガーマネジメント

講師 稲田 尚久 氏 (いなっち先生)

岡山コミュニケーション研修講演企画 代表

会場／玉野市総合保健福祉センター
(玉野市奥玉1-18-5)

6/10 (火) 新見

快適職場・安全職場の為の
アンガーマネジメント

講師 稲田 尚久 氏 (いなっち先生)

岡山コミュニケーション研修講演企画 代表

会場／まなび広場にいみ
(新見市新見123-2)

6/17 (火) 倉敷

現場の戦力 シニア世代労働者
を災害から守れ!!

講師 北野 泰人 氏

中央労働災害防止協会 安全管理士
中国四国安全衛生サービスセンター

会場／JFEスチール(株)広江クラブ
(倉敷市広江4-1-1)

6/18 (水) 笠岡

現場の戦力 シニア世代労働者
を災害から守れ!!

講師 北野 泰人 氏

中央労働災害防止協会 安全管理士
中国四国安全衛生サービスセンター

会場／笠岡市民会館
(笠岡市六番町1-10)

6/26 (木) 岡山

人間工学から考える
ヒューマンエラーの防止

講師 田口 豊郁 氏

川崎医療福祉大学 名誉教授
田口労働安全衛生コンサルタント事務所 所長

会場／岡山県労働基準協会
(岡山市北区桑田町15-28)

6/26 (木) 津山 [サテライト]

人間工学から考える
ヒューマンエラーの防止

講師 田口 豊郁 氏

川崎医療福祉大学 名誉教授
田口労働安全衛生コンサルタント事務所 所長

会場／北部教習所
(津山市神戸574-10)

6/26 (木) 和気

失敗から学ぶ安全

講師 山岡 和寿 氏

中災防安全衛生エキスパート
山岡労働衛生コンサルタント事務所 所長

会場／岡山セラミックスセンター
(備前市西片上1406-18)

<プログラム>

第1部

労働基準監督署の指導
13:30～

第2部

特別講演
15:00～16:30

今年も、6月1日から30日までを準備期間として、7月1日から7日まで第98回全国安全週間が展開されます。

当協会では、例年各支部において準備期間中に開催している安全管理講習会をご案内のとおり計画いたしました。受講を希望される場合は、**当協会ホームページ**または下記の受講申込書に必要事項をご記入のうえ、各支部までFAX送信してください。受付完了後、受講票をお送りいたします。

ご都合のよい日程・テーマでご受講くださいますようご案内申し上げます。

受講料
無料

《様式》 安全管理講習会（6月 日 会場）受講申込書 *7030

※受付	(フリガナ) 氏 名	※受付	(フリガナ) 氏 名
	()		()
	()		()
	()		()
(フリガナ) 事業所名	()		
事業所 所在地	〒 ー 都道府県 市郡 区		
ご担当者 職 氏 名	(ご連絡先) TEL ー ー		
受講票送付先	FAX ー ー		
※いずれかに ご記入ください	メール		

※申込書に記入された氏名等の個人情報は、当協会が責任をもって保管・管理し、本講習会の的確な実施のためにのみ使用します。

当協会ホームページまたはFAXにてお申込みください

一般社団法人 岡山県労働基準協会

TEL 086-282-6532 FAX 086-282-6506

岡山県労働基準協会

検索



岡山支部 TEL 086-221-2160 FAX 086-227-1047
倉敷支部 TEL 086-422-6230 FAX 086-426-6521
玉野支部 TEL 0863-21-2349 FAX 0863-21-3334
児島支部 TEL 086-473-1811 FAX 086-473-1870

津山支部 TEL 0868-32-8677 FAX 0868-32-8644
笠岡支部 TEL 0865-63-3718 FAX 0865-63-3735
和気支部 TEL 0869-92-0876 FAX 0869-92-0899
新見支部 TEL 0867-72-0338 FAX 0867-72-0317

 Metaltech 株式会社 メタルテック 岡山事業所 〒704-8126 岡山市東区西大寺浜910 Tel.(086)943-2934 Fax.(086)943-4787	三井造船特機エンジニアリング株式会社 マリン・メンテ事業部 取締役事業部長 三島利文 〒706-8651 岡山県玉野市玉3丁目1番1号 TEL.0863-23-2677 FAX.0863-23-2612
 坂本産業株式会社 代表取締役 坂本修三 〒714-0001 岡山県笠岡市走出670-1 TEL(0865) 65-0311 (代) FAX(0865) 65-0460	 弁護士法人 太陽綜合法律事務所 TAIYO SOGO LAW FIRM P.C. 岡山県労働基準協会顧問弁護士 (岡山弁護士会所属) 代表弁護士 近藤 弦之介 代表弁護士 藤原 健 補 〒700-0901 岡山市北区本町6番36号第一セントラルビル2階 TEL(086)224-8338(代) FAX(086)224-7555
税理士 たけ だ やす お 武 田 育 男 〒700-0983 岡山市北区東島田町1丁目2番5号 TEL : 086-231-1227	 健康診断と 作業環境測定は、 (一社) 岡山県労働基準協会 労働衛生センターに お任せください。 健康診断は全衛連の労働衛生サービス機能評価の認定を取得 品質と精度管理には自信があります。 安心してご利用ください。 ☎086-281-4500 FAX086-282-6548 岡山市南区山田 2315・4 (岡山県安全衛生会館内)
 NAKASHIMA We Go Beyond ナカシマプロペラ株式会社 本社/〒709-0625 岡山市東区上道北方 688-1 TEL (086) 279-5111 FAX (086) 279-3107	



中小企業無災害記録証授与制度 申請のご案内

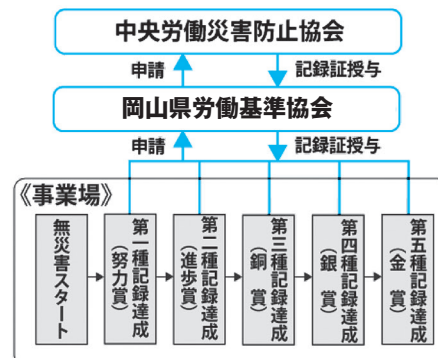
中央労働災害防止協会では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。この制度開始以来、経営者、従業員が一丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

表彰の対象となる事業場は次の要件をいずれも満たしている事業場です。

- 中小企業（資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業）に属する事業場
- 労働者が10人以上100人未満の事業場

■中小企業無災害記録証授与制度申請のながれ



《申請書及び制度のお問い合わせ》

- ・中央労働災害防止協会ホームページ **無災害記録証** **検索**
- ・岡山県労働基準協会 TEL086-225-3571



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが アシストします!

受験申請は
こちらから

労働安全衛生法に基づく免許試験

- 特級ボイラー技士
- 一級ボイラー技士
- 二級ボイラー技士
- 特別ボイラー溶接士
- 普通ボイラー溶接士
- ボイラー整備士
- クレーン・デリック運転士
- 移動式クレーン運転士
- 揚貨装置運転士
- 発破技士
- ガス溶接作業主任者
- 林業架線作業主任者
- 第一種衛生管理者
- 第二種衛生管理者
- 高圧室内作業主任者
- エックス線作業主任者
- ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- 潜水士

メリット①

受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②

コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③

申請の振込
手数料不要

メリット④

顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤

マイページで
領収書をダウンロード

2025年度 岡山労働局雇用環境・均等室の助成金のご紹介

最低賃金を引き上げる

■業務改善助成金

業務改善（労働能率の増進・生産性の向上に資する機器・設備の購入等）に係る計画を作成・実施し、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主に、改善の取組に要した費用の一定額を助成します。

→ 申請期間：第1期 令和7年4月14日～同年6月13日
第2期 令和7年6月14日～地域別最賃改定日前日
（第3期以降の募集を行う場合は、別途HPにてご案内）

賃上げ期間：第1期 令和7年5月1日～同年6月30日
第2期 令和7年7月1日～地域別最賃改定日前日

【主な支給要件】

- ①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6か月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、交付申請後に賃金上げを行うこと（引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です）。
 - ②生産性向上のための機器・設備の導入などを行うこと（単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、社会通念上当然に必要な経費は対象外です）。
- ※「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象になります。

働き方を変える

■働き方改革推進支援助成金

労働時間の設定の改善の促進を目的として、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業や傘下企業を支援する事業主団体に対して、それぞれの目的に応じ取組に要した経費の一定額を助成します。

→ 申請期限：令和7年11月28日(金)

※予算の都合上、早めに受付を締切場合があります。

業種別課題対応コース

（改正のポイント）

昨年度からの建設業・運送業・病院等の業種に加え、今年度から情報通信業・宿泊業が新たに追加となります。

また、36協定の上限時間の削減を令和6年度に成果目標として支給を受けている場合に、更なる削減を目指し、令和7年度も同成果目標に再び取り組むことができるようになりました。

労働時間短縮・年休促進支援コース

勤務間インターバル導入コース

団体推進コース

（改正のポイント）

各コース（団体推進コースを除く）に共通して賃上げ加算の区分に7%が新設されました。

長時間労働恒常化要件により助成対象経費の範囲が緩和されました。

テレワークの利用を促進する

■人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業に対し、定額で支給を行います。

制度導入助成＜20万円＞・目標達成助成＜10万円＞

それぞれの助成金について詳細な要件がありますので、申請を予定されている場合は、事前に当局HPなどで要綱、要領をご確認ください。ご不明点はお気軽にお問い合わせください。申請は郵送でも受け付けております。

【問い合わせ先】岡山労働局 雇用環境・均等室 TEL:086-224-7639

【郵送先住所】〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

男性の育児休業取得を促進する

■両立支援等助成金 出生時両立支援コース

【第1種】中小企業事業主が、男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境や業務体制の整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた場合に支給します。
※2024年度より、支給対象労働者数を3人までに拡充しました！！

【第2種】第1種の助成金を受給しており、男性労働者の育児休業取得率を3事業年度以内に30%以上上昇させた場合、または、第1種受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育休取得率70%以上の事業主は、次の3事業年度以内に2年連続70%以上となった場合に支給します。
※**ブラチナくるみん認定事業主へ加算措置を新設しました**

仕事と介護を両立する

■両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

中小企業事業主が「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ場合、または介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し利用者が生じた場合に支給します。

仕事と育児を両立する

■両立支援等助成金 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のために以下の取組を行った中小企業主主に支給します。

- ①**育休取得時**
「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合
- ②**職場復帰時**
対象労働者を原則として現職等に復帰させ、申請日までの間6か月以上継続雇用した場合

■両立支援等助成金 育休中等業務代替支援コース

育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、業務を代替する労働者への手当支給や代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小企業事業所に支給します。

- ①**手当支給等（育児休業）**
育休取得労働者（7日以上の育児休業を取得した）の業務を代替する労働者へ手当等を支給した場合
- ②**手当支給等（短時間勤務）**
育児のため短時間勤務制度を1か月以上利用した労働者の業務を代替する労働者へ手当等を支給した場合
- ③**新規雇用（育児休業）**
育休取得労働者（7日以上の育児休業を取得した）の業務を代替要員を採用した場合

■両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度を複数（2つ以上）導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」に基づき、制度利用者を支援した中小企業事業主に支給します。

<育児に係る柔軟な働き方支援プラン>

- A.始業終業時刻の変更等 B.育児のためのテレワーク等
C.短時間勤務制度 D.保育サービスの手配・費用補助制度
E.子の養育のための有給休暇

■両立支援等助成金 不妊治療及び女性の健康課題 対応両立支援コース（今年度より名称が変わりました！）

中小企業事業主が、不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた場合に支給します。

助成金の詳細は右QRコードよりアクセス
（当局HPの助成金特設ページへリンク）



労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から **電子申請**ができるようになりました!!

「確かめよう労働条件」を使うと4つの機能で電子申請が便利に!!

1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、ポータルサイトでは、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出ることができます。

2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、ポータルサイトでは、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

ポータルサイトでは、事業場の所在地情報を入力すれば、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスにリマインドメールを送信します。

また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、ポータルサイトでは、前回届出時の内容を複写して、変更点のみ修正して届け出ることができます。

対象手続

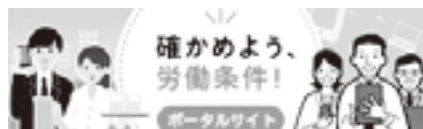
- ◇36協定届 様式第9号(一般条項)
第9号の2(特別条項)
第9号の3(研究・開発)
- ◇1年単位の変形労働時間制に
関する協定届
- ◇就業規則(変更)届



以下のとおり検索いただき、ウェブサイトアクセス
してご利用ください。

確かめよう労働条件

検索



電子申請様式作成支援ツールの具体的な使い方は、
ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認
ください。

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



労働保険年度更新手続きのお知らせ

本年度も、労働保険の年度更新手続き（労働保険料等申告書の提出と保険料納付）の時期が近付いてまいりました。

年度更新に必要な書類は、専用封筒で5月末頃に各事業場あてにお送りします。

本年度の手続き期間は、

6月2日～7月10日(提出期限)です。



ペパレス執事

7月（一部6月27、30日）からは、県下に相談受付会場を設けていますので、申告書の作成が困難な事業主につきましては、お近くの会場をご利用ください。すでに申告書を作成済みの事業主の皆様につきましては、電子申請、郵送、銀行・郵便局（納付と同時に）をご利用いただきご提出ください。

相談受付会場は提出期限直前、混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

なお、岡山労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署、各年金事務所に設置している社会保険・労働保険徴収事務センターでは随時受付をしています。

手続き等でご不明な点がございましたら、

コールセンター（☎ 0120-256-376）

もしくは、岡山労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署へ、ご相談ください。

【年度更新申告書の電子申請について】

～申告書は
電子申請でも
提出できます～

電子申請は土日を含め
24時間申請が可能です。
是非ご利用ください。

特設サイトは
こちら！



【労災保険率の改定について】

令和7年度から、雇用保険率が改定となります。

令和7年度の雇用保険の概算保険料は新しい料率で、令和6年度の確定保険料はこれまでの料率で申告をお願いします。（労災保険率、一般拠出金率の変更はありません。）

【保険料の口座振替納付について】

口座振替を行いますと、保険料の引き落としに最大約2か月のゆとりができます。事前の手続きが必要です。下記へお問い合わせください。対象金融機関については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

※令和7年度第1期分から対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて、GMOあおぞらネット銀行が加わりました。

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎1階
岡山労働局 労働保険徴収室 電話086-225-2012
詳しくは最寄りの労働基準監督署または岡山労働局ホームページでご確認ください。
<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

令和6年死亡災害発生状況（確定値）

令和7年3月末集計分

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
1	土木 工事業	令和6年 2月	14時台	墜落、転落	締固め用機械	新設道路工事において、振動ローラーに乗車し、盛土部分の締固め作業を行っていたところ、路肩から1.5m下に機械ごと転落し、反転した機械のそばに倒れているを発見された。	
2	化学工業	令和6年 2月	15時台	有害物との 接触	有害物	タンクの水抜き作業をしていた作業者が返ってこないで、捜索したところ、別の有害物を含む液を貯めていた小型地下タンクの上部開口部が開いており、そのタンク内に倒れているのを発見した。	
3	窯業土石 製品 製造業	令和6年 2月	19時台	挟まれ、 巻き込まれ	その他の一般動力機械	コンクリート2次製品製造工程で使用するコンクリート投入機内で固化物除去作業中、コンクリート攪拌用スクリュウの駆動モーターの電源を切っておらず、動き出したスクリュウに巻き込まれた。	
4	建築 工事業	令和6年 3月	12時台	崩壊、倒壊	その他の仮設物、建築物、 構築物等	壁型枠へコンクリート打設中、壁型枠が倒壊、壁型枠上層部に設けられた張出し足場上で作業をしていた作業員6名が巻き込まれ転落、うち1名が鉄骨柱と倒れた型枠に挟まれた。	
5	商業	令和6年 7月	8時台	崩壊、倒壊	荷	他事業場の構内で、廃車パーツの買取確認作業中、2段積みになされた上の段の車両がずり落ちてきて被災者の頭部に当たった。	
6	林業	令和6年 8月	15時台	崩壊、倒壊	立木等	チェーンソーを用いて伐採業務を行っていた被災者が休憩を取りに来ないので、同僚が確認に行ったところ、伐木の横で、別の倒木の下敷きになっている被災者を発見した。	
7	医療 保健業	令和6年 9月	13時台	転倒	その他の仮設物、建築物、 構築物等	作業員が昼休憩後、集合時間に帰ってこないで、捜したところ、駐車場に倒れているところを発見。駐車場の車止めに躓いて転倒し、頭部を打撲したと思われる。	
8	食料品 製造業	令和6年 9月	14時台	墜落、転落	階段、棧橋	被災者は、工場2階から1階に下りて行ったが、その後、1階と地下1階の間の階段踊り場に倒れているのを発見された。階段途中で転落したものと推定される。	
9	新聞 販売業	令和6年 9月	3時台	交通事故	乗用車、バス、バイク	新聞配達に125ccのバイクで従事していた。市道脇の法面下(2.2m)に転落し、バイクの下敷きになっていたのを発見されたもの。	
10	ハイヤー・ タクシー業	令和6年 10月	15時台	交通事故	乗用車、バス、バイク	被災者が運転するタクシーが県道を走行中、対向車線にはみ出し、対向車に衝突したもの。	
11	林業	令和6年 11月	11時台	転倒	走行集材装置	フォワーダに伐木を乗せ、作業用に開削した林道を後進で下り運行中、運転席から見て左へのカーブで、同右側の盛土及びその位置にあった根株にフォワーダの石の履帯が乗り上げ転倒し、運転席から投げ出された被災者の頭部がフォワーダと地面の間に挟まれたもの。	
12	道路貨物 運輸業	令和6年 11月	13時台	激突され	人力運搬機	配送途中に、登り勾配(角度8度:14%勾配)のある道路でバンタイプのトラックを止め、後部ドアを開けた状態で、積み荷のロールボックスパレット30本が路上へ散乱し、下敷きになっている運転者が発見された。	
13	道路貨物 運輸業	令和6年 12月	10時台	墜落、転落	建築物、構築物	生コンクリートの原料である碎石のストックヤード(地下に設置されたベルトコンベアで碎石が下部から搬出されるもの)の碎石の中に、碎石を運搬してきたトラックの運転手が埋まった状態で発見された。	

(注1) 令和6年1月1日から令和6年12月末日までに発生した労働災害で、令和7年3月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

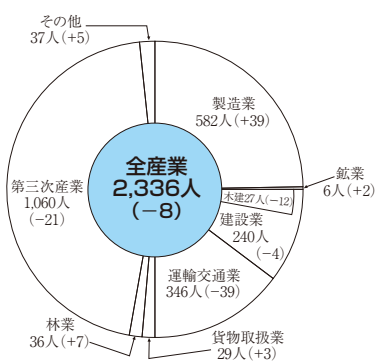
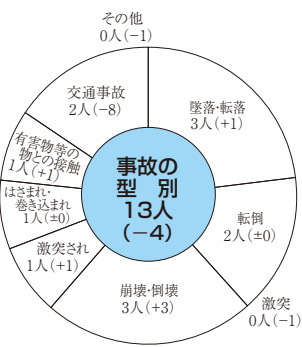
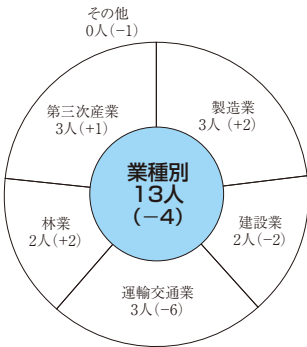
2024年労働災害発生状況（確定値）

死 亡 災 害

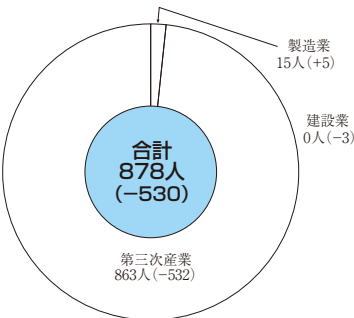
1～12月発生分(令和7年3月末日現在)
()内は前年比増減数

死 傷 災 害
(休業4日以上之死傷災害)

1～12月発生分(令和7年3月末日現在)
()内は前年比増減数



2024年
新型コロナウイルス感染症り患による
労働災害発生状況



休業4日以上
1～12月分(確定値)

令和7年死亡災害発生状況

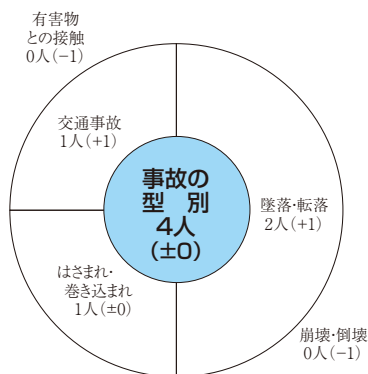
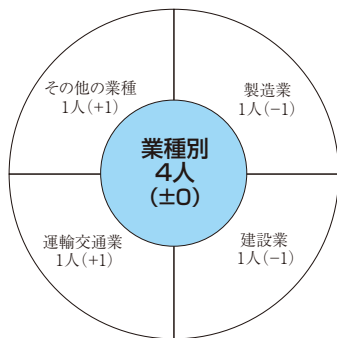
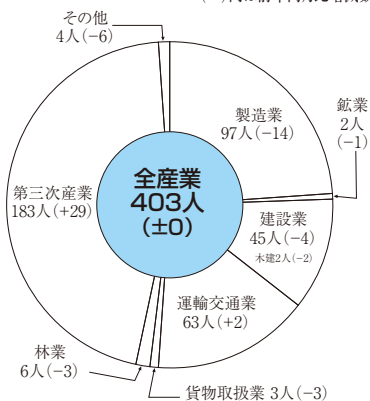
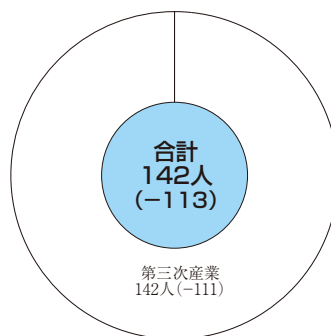
岡山労働局（令和7年3月末現在）

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
4	水産業	令和7年3月	9時台	挟まれ、巻き込まれ	その他の乗物	海苔養殖作業で、先に小型魚船で出発した被災者を追って、別の作業者が別船で出たところ、無人の船が同じ場所で旋回しており、周辺を探したところ、水面で血を流している被災者を発見したものの、	

(注) 令和7年1月1日から令和7年3月末日までに発生した労働災害で、令和7年3月末日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

2025年（令和7年）労働災害発生状況

死 亡 災 害

3月末現在（速報値）
()内は前年同月比増減数死 傷 災 害
(休業4日以上死傷災害)3月末現在（速報値）
()内は前年同月比増減数2025年3月分
新型コロナウイルス感染症り患による
労働災害発生状況休業4日以上
(速報値)労働安全衛生関係
免許試験日程

2025年6月から8月までの間に
当センターで実施する学科試験の
日程は、右記のとおりです。

また、受験資格等については、

中国四国安全衛生技術センター

〒721-0955 広島県福山市新涯町2-29-36

☎084-954-4661に照会して下さい。

インターネットアドレス

<https://www.chushi.exam.or.jp/>

試験の種類		2025年		
★には、更に実技試験があります。		6月	7月	8月
特級ボイラー技士				
一級ボイラー技士		5		
二級ボイラー技士		13	10	6
★特別ボイラー溶接士				26
★普通ボイラー溶接士				26
ボイラー整備士		12		
★クレーン・デリック運転士	限定なし	18	22	19
	クレーン限定	18	1・22	19
	床上運転式限定			
	限定免許解除試験			
★移動式クレーン運転士			3	
★揚貨装置運転士				
発破技士				
ガス溶接作業主任者		6		
林業架線作業主任者		6		
第一種衛生管理者		17	2・25	15
第二種衛生管理者		17	2・25	15
高圧室内作業主任者				
エックス線作業主任者			9	
ガンマ線透過写真撮影作業主任者				
潜水士			17	

昭和二十六年十一月八日
令和七年五月十五日（毎月一回十五日発行）
第三種郵便物認可

（第七五九号巻）

回 覧

氏名